

祝

辞

〔令和四・八・三 ホテルニューオータニ 芙蓉の間
司法書士制度百五十周年記念式典〕

本日ここに、司法書士制度百五十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

我が国の司法書士制度は、明治五年に代書人制度として発足し、本年をもつて百五十周年を迎えます。この間、司法書士の皆様におかれましては、登記、供託、訴訟等の制度の円滑な実施について尽力され、国民の権利の保全に寄与してこられました。皆様方のこれまでの御貢献に対し、心から敬意を表します。

裁判制度との関係では、平成十四年の司法書士法の改正により、認定司法書士に簡易裁判代理等関係業務の権限が付与され、これまで、多くの認定司法書士が簡易裁判所の民事事件における訴訟代理人等として活躍され、国民に身近な簡易裁判所の実現に多大な貢献をされました。また、家庭裁判所の成年後見関係事件においても、成年後見事務に精通した司法書士の方々が、専門職後見人等として、

成年被後見人のための適正な後見事務の実施に尽力されております。

近年、情報通信技術の急速な発展と普及が国民の生活様式を大きく変容させており、社会の変化は加速しております。裁判手続を含めて様々な場面でのデジタル化が進む状況下にあって、司法書士の皆様には、その業務の遂行を通じて国民の権利利益の実現に資するべく、法律事務の専門家としての役割を果たすことがこれまで以上に期待されることになりましょう。皆様方におかれましては、職責の重大さに改めて思いを致し、国民の信頼と期待に応えていかれますことを念願いたしますとともに、日本司法書士会連合会のますますの御発展を祈念いたしまして、祝辞いたします。

令和四年八月三日

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎